

取引開始基準

サクソバンク証券株式会社

1. 当社は、次に定める基準に適合した顧客との間で商品先物取引業務を行うものとします。
 - ① 当該顧客が商品先物取引について相当の知識があり、取引の仕組みやリスク等を十分に理解していること。
 - ② 当該顧客について、所定の本人確認が行われていること。
2. 当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の勧誘及び契約を行わないこととします。
 - ① 未成年者、自己破産者
 - ② 非居住者
3. 当社は、次の各号に該当する者に対しては、内部管理総括責任者が認めた場合を除き、商品先物取引の勧誘及び契約を行わないこととします。
 - ① 75 歳以上の者
 - ② 年収 100 万円未満かつ金融資産 100 万円未満の者
4. 前項各号に該当しない者であっても、内部管理総括責任者が判断して不適格と認定したときは、取引の拒否または中止をすることがあります。